

# 農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共> 【令和6年度予算概算決定額 67,795 (63,319) 百万円の内数】 (令和5年度補正予算額 89,104百万円の内数)

## <対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

## <事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

## <事業の内容>

### 1. 農地整備事業（一般型、省力化整備型※）

【対象工種】区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設等

【附帯事業】機構集積推進事業

（推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付）

### 2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

#### 【実施要件】

農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで以下の①又は②を満たすこと

- ①機構が農地中間管理権を有する農地
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地

受益面積：10ha以上（中山間地域は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減等

※省力化整備型については、中山間地域等人口減少が著しい地域のうち、過去の基盤整備等を契機に現行の実施要件を達成しており、かつ、更なる集積や保安全管理コストの2割低減等の要件を満たす地区を対象に、畦畔幅や法面の緩傾斜化等省力化のための整備を支援。

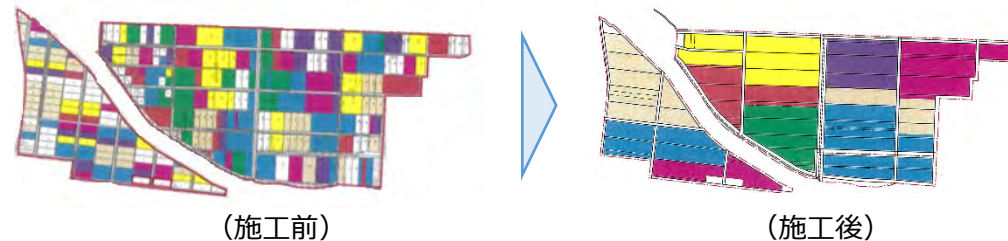
※ 下線部は拡充内容

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施。  
 （機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。）



## <農地面積・集団化の考え方>

